基金とは

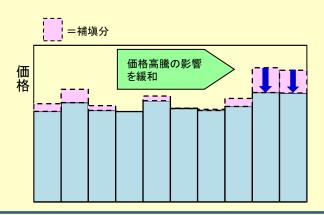
財政制度分科会資料(平成26年10月20日開催)

基金とは、独立行政法人、公益法人等や地方公共団体が、国から交付された補助金等を原資として、特定の用途に充てるため、他の財産と区分して保有する金銭。

≪基金事業の例≫

(基金事業名)漁業経営セーフティーネット構築事業(農水省)

(事業概要) 漁業者・養殖業者と国の拠出により、燃油価格や配合飼料価格が高騰したときに補てん金を交付。



経済財政運営と改革の基本方針2014(平成26年6月24日閣議決定)

基金は、利点もある一方で、執行管理の困難さも指摘されていることから、その創設や既存基金への積み増しについては、財政規律の観点から、厳に抑制するとともに、国から交付された補助金等により独立行政法人、公益法人等や地方公共団体に造成された基金の執行状況を全て公表し、使用実績も踏まえながら使用見込みの低い基金については返納を検討する。

補助金等適正化法施行令の一部改正(平成26年10月17日閣議決定)

○ 基金の対象となる事業の性質について法令上初めて一般的に明確化→ 今後の指針に

複数年度にわたる事業であって、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、 弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、 あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効 率的な実施に必要であると認められるもの

- 基金を設置するための補助金等を交付するに当たって必ず条件を定めることと し、適正な管理を徹底
 - 基金事業に係る運営及び管理に関する基本的事項として各省各庁が定める ものを公表
 - 基金を廃止するまでの間、毎年度、基金の額及び基金事業の実施状況を各省各庁の長に報告
 - 基金の額が基金事業の実施状況等に照らして過大である場合又は基金の 廃止時期の到来等により基金を廃止した場合、交付を受けた当該補助金等 の全部又は一部に相当する金額を国に納付
 - その他必要と認められる事項

平成27年度予算編成における対応

- 〇 予算措置を厳に抑制
 - ・ 不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業
 - 資金の回収を見込んで貸付け等を行う事業
 - 当該事業の実施が他の事業の進捗に依存するもの

·基金事業に該当 し得ると考えられるもの

○ 使用見込みの低い基金については返納を検討